

令和8年4月24日

令和8年4月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月24日（金）午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	栗内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第16号 非農地証明願について
- 報告第6号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第7号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和8年4月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しており、総会は成立しております。石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
私のほうから指名させていただいてよろしいか。
(異議なしの声あり)
それでは、議事録署名委員は2番、久米委員、4番、阿部委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第12号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第12号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。
石井町長より、令和8年4月8日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が42件、再設定が1件で、計43件、101筆、99,058㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
なお、賃借権の設定等を行う者に農地所有適格法人がおりますが、このことについて、公益財団法人徳島県開発公社に問い合わせたところ問題はないと回答を得ております。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
ところで、番号18で吉浦委員が賃借権の設定等を行う者となっており、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の対象に該当しますので、議案審議終了まで退席願います。

(吉浦委員退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。
それでは、議案第番号12号の審議が終わりましたので、吉浦委員に着席願います。

(吉浦委員着席)

議 長 次に、議案第13号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第13号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規8件、17筆、15,861.91㎡です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は4件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号52から54及び57については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号52について、高川原字高川原の担当であります13番、近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号52について説明いたします。

4月14日に上田武志委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、代理人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地については、議案書記載のとおりです。

現地は進入路や水路からの取水等、耕作において問題はないと考えられます。

しかし、境界等について不明確な部分がありますので、代理人と事務局で確認していただくよう申し上げたところです。

なお、農業従事要件や農機具所有状況から本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、質疑の前に代理人と確認した事項について、事務局に説明願います。

事務局 本申請の高川原〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は隣接しており、現況は一枚地で耕作されております。

公図どおり、東側に進入路となる町道、西側に水路があります。

申請地の南北の農地との境にはコンクリート擁壁が設置されております。

国土調査未済地区であります、法務局の公図と現況がほぼ一致しており、耕作において問題はないと判断されます。

以上です。

議 長 それでは、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号52について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号52は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号53については高原字東高原と浦庄字大万にまたがる案件であります。主たる申請地を担当される8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号53については、2地区にまたがる案件でありますので、まとめて説明いたします。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、923㎡と〇〇〇番〇、357㎡、ともに登記地目が田、現況地目が畑及び浦庄字大万〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田、934㎡の3筆で譲渡人〇〇〇〇氏と譲受人〇〇〇〇氏との売買です。

現地確認及び譲受人との聞き取り調査は、高原地区は4月14日に山口委員と上田敏雄委員及び私で行いました。

浦庄地区も同日に阿部委員と吉浦委員及び岩本委員で行われております。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、町外に居住し耕作が困難であることから農地を手放したいと考えており、申請地の近隣に居住する譲受人と話がまとまったため本申請に至ったとのことです。

東高原の申請地は、自家消費野菜が植え付けられるよう準備されておりました。

大万の申請地は耕うんされた状態とのことです。

譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡で、許可後は〇〇〇〇㎡となります。

申請地では蔬菜を栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台、耕うん機〇台を所有しております。

農作業歴は、本人が8年、妻が3年です。農業には本人が年300日、妻が100日従事します。

譲受人の自宅から申請地までの距離は、東高原の田が約50m、大万の田までは

約400mです。

よって、耕作において問題はないと見込まれるため、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号53について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号53は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号54について、高原字西高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号54について説明いたします。

4月14日に山口委員と上田敏雄委員及び私で申請地に出向き、譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、653㎡と〇〇〇番〇、1,618㎡、登記地目及び現況地目が田です。

譲渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を手放したいと考えており、隣地で耕作している譲受人と話がまとまったことから売買にいたったとのことです。

譲受人は現在、ブロッコリーを中心に〇〇〇〇㎡の農業経営を行っており、耕作に必要な農機具は、トラクター〇台、管理機〇台、自動車〇台を所有しております。

農作業歴は5年で、農作業には本人が年320日従事します。

申請地は譲受人の所有農地と隣接しており、今後の耕作に問題はないと見込まれます。

なお、登記地目が宅地である西高原〇〇〇番〇が申請地と一体で耕うんされておりました。

この件については、事務局に補足説明をお願いします。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 それでは、事務局から補足説明をさせていただきます。
 登記地目が宅地である西高原〇〇〇番〇につきましては、耕作に取水を必要とするため土地改良区に加入し、登記表示地目を田に変更後に同一の譲渡人と譲受人で農地法第3条申請を追加で行う予定です。
 本申請を許可することにおいては、申請地の耕作に影響があると認められないため、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えられます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
 発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見無し)
 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
 受付番号54について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号54は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号57について、石井字尼寺の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号57について代読いたします。

 4月17日に久米委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

 申請地は、石井字尼寺〇〇〇番〇、登記及び現況が田、1250㎡で議案書記載のとおりです。

 譲渡人は、農業後継者がいないことや自身が90歳を超えることから貸借も難しい面があると考え農地を譲渡したいと希望し、南側に隣接する農地を耕作する譲受人に話をもちかけました。

 譲受人は、隣接地が耕作放棄地となってしまうと自身の農地に影響が出るおそれがあることや、申請地とともに耕作すれば効率的であると考え、この申し出を受けることになったとのことです。

 申請者の耕作面積は、町外が〇〇〇〇㎡、石井町は隣接地の〇〇〇〇㎡で計〇〇〇〇㎡です。許可後は、〇〇〇〇㎡となります。

 申請地は田であります、里芋などを栽培する予定です。

譲受人の農作業歴は本人と妻が20年で、夫婦とも年間160日農作業に従事します。

農機具はトラクター〇台、軽トラック〇台、除草機〇台を所有しております。

田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機は共同使用しております。

自宅からの距離は約1kmで、車では10分で到着します。

よって本申請の許可において問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号57について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号57は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号55については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号55について、藍畑字西覚円の担当であります9番、綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号55について説明いたします。

4月20日に業内委員と廣瀬委員及び私の3名で申請地に出向き、代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が畑で、転用面積は合計658㎡です。

譲受人は、以前から預かり車両を保管するために適切な土地を探しておりました。

店舗から道路を挟んで向かい側に位置する申請地は面積が適当であり、譲渡人も耕作が困難となっていたことから売却を希望し、話がまとまったことから本申請にいたったとのことでした。

申請地には南側道路から坂路を設けて進入します。坂路部分は山土で造成し碎石を敷きます。擁壁工事を行わず、隣地へ土砂の流出がないように一定の距離を空けて造成します。

雨水は地下浸透です。

整備、修理、部品取りのために預かった車両を置きます。

土地改良区、水利組合の受益地ではありません。

周辺地域に被害等はないと見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号55の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

転用目的は、町道を挟んで南側に拠点を構える有限会社〇〇の車両置場です。

譲渡人が農地を相続したものの町外に居住し、今後は管理難となるおそれがあることと、譲受人の車両取扱い数が増加しているため車両置場を必要としていたことから話がまとまり、農地法第5条による転用を申請するものです。

申請地には、乗用車等を12台置く計画です。

周囲は、南側が旧県道である町道、西側が住宅地、東側と北側は農地です。

転用面積658㎡の内、町道との高さを調整するため南部分193㎡を造成し、申請地全体に碎石を敷きます。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

土地改良区及び水利組合の管轄する地区でない旨の上申書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号55について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号55は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第16号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号56については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号56について、浦庄字諏訪の担当であります3番、岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第16号、非農地証明願、受付番号56について説明いたします。

4月20日に阿部委員と吉浦委員及び私の3名で申請地に出向き、代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記地目は田、現況地目は宅地、94㎡、申請者は〇〇〇〇氏です。

平成6年以前から住宅の敷地となっていたとのことであり、添付資料の平成8年4月23日に国土交通省国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書で確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書も提出されております。

申請地の西側も併せて申請者の住宅敷地となっており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、許可やむなしと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号56の申請地は、平成2年に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま岩本委員が説明されたとおりです。申請地は平成6年以前から住宅敷地となっていたとのこと。少なくとも20年以上前からこの状態であったことは、平成8年4月23日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。写真に写っている住宅が現存し、農地への復元は著しく困難です。麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。受付番号56について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号56は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第6号、農地法第18条の規定による通知については、2件受理しました。
報告第7号、農用地利用集積計画の合意解約については、5件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和8年4月石井町農業委員会総会を閉会いたしたい
と思います。慎重審議ありがとうございました。